

「宗教法人法改正法案」 「一般社団・財団法人法改正法案」 「寄附促進法案」

令和5年6月14日提出



	質問	監督				解散命令	
	報告 立入検査	改善勧告	公表	改善命令	業務停止命令	命令権者	処分
学校法人	○	×	×	×	○	所轄庁	清算
社会福祉法人 医療法人	○	○	○	○	○	所轄庁	清算
認定NPO法人	○	○	○	○	○	所轄庁	NPO法人へ移行
NPO法人	○	×	×	○	×	所轄庁	清算
公益社団法人	○	○	○	○	○	所轄庁	一般社団法人へ 移行
一般社団法人	×→○	×	×	×→○	×	裁判所→所轄庁	清算
宗教法人	○ 同意立入→撤廃	×→○	×→○	×→○	○	裁判所 (所轄庁請求)	清算

1. 宗教法人法改正法案

- 報告・質問要件の拡充
 - 質問の際の同意要件の撤廃
 - 勧告・命令等の新設
 - 財産の保全処分の新設
- ※宗教法人審議会の諮問プロセスあり
※宗教上の特性・慣習の尊重
※信教の自由を妨げないよう留意

2. 一般社団・財団法人法改正法案

- 行政庁による監督制度の創設
(報告・検査・命令等)
- ガバナンス強化
(計算書類閲覧請求者の範囲の拡大等)

3. 寄附促進法案 (新法)

※公益法人等に対して安心して寄附をすることができる環境の醸成

(2)業務改善命令等を受けた公益法人に対する課税の強化等

- 収益事業に対する法人税の引上げ (イメージ: 19%→23.2%)
- 国・地方公共団体の契約停止措置

(1)寄附の適正な管理を行う公益法人に対する税制上の優遇措置

要件(*)を満たす場合

- 収益事業への法人税の引下げ
- 寄附者の個人所得課税における寄附金控除・損金額を拡充

(*)要件

- ① 10万円以上の寄附への領収書の発行・保存 (10年)
- ② 年150万円を超える同一の者からの寄附の記録保存、行政庁への提出・公表 (個人識別不可の形で)
- ③ 寄附金の使途を記載した報告書の行政庁への提出・公表

優遇措置 (イメージ)

- 法人税の引下げ: 23.2%→19%
- 寄附した個人の課税取扱い:
すべての公益法人等に対して税額控除を適用
- 寄附した法人の課税取扱い:
すべての公益法人等に対して特別損金算入限度額まで算入可